

契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤 樹一郎 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、県立学校コンピュータウイルス対策ライセンス一式購入について次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に県立学校コンピュータウイルス対策ライセンス一式 (以下「本サービス」という。)を提供し、甲が乙に利用料を支払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる本サービスの明細は別紙「県立学校コンピュータウイルス対策ライセンス一式購入に係る要求仕様書」のとおりとする。

(納入期限)

第3条 納入期限は、令和7年1月31日とし、令和7年2月1日から令和8年1月31日まで有効のコンピュータウイルス対策ライセンス一式とする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) とする。

(検査)

第5条 甲は、本サービスに係る調達物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(利用料の支払い)

第6条 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、大分県契約事務規則第5条第3項第3号により免除とする。

(管理義務)

第8条 甲は、本サービスを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第9条 甲は、本サービスについて事故等が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供

を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、本賃貸借契約を履行するうえで取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(権利の移転)

第 12 条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守)

第 13 条 乙は、本サービスの正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、ソフトウェア障害等により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、障害等が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

4 乙は、甲のインターネット環境（インターネット分離）による庁内ネットワークを利用したリモート保守は行わないものとする。

(保守方法)

第 14 条 前条に定める措置の方法は、別に定める「県立学校コンピュータウイルス対策ライセンス一式購入に係る仕様書」のとおりとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第 16 条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに本調達物品等を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年 2.5%を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第 17 条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第 1 号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。また、前項第 3 号によりこの契約を解除した場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(契約の解除後又は契約期間の終了後の対応)

第 18 条 乙は、第 17 条に基づく契約の解除又は本契約終了時において、甲が他のサービス等へ移行する際は誠意を持って協力するものとする。

(協議)

第 19 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙